

平成 2 7 年度

行政監査結果報告書

糸島市監査委員

# 目 次

第 1	監査のテーマ	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象施設	1
第 5	監査の対象期間	1
第 6	監査の実施期間	1
第 7	監査の方法	2
第 8	監査の着眼点	3
第 9	監査の結果	3
1	行政監査報告書（企画部 シティセールス課）	4
2	行政監査報告書（健康増進部 健康づくり課）	6
3	行政監査報告書（健康増進部 介護・高齢者支援課）	11
4	行政監査報告書（人権福祉部 子ども課）	13
5	行政監査報告書（建設都市部 施設管理課）	16
6	行政監査報告書（産業振興部 農林土木課）	19
第 10	むすび	23
【資料】		24

# 平成 27 年度 行政監査報告書

## 第 1 監査のテーマ

「指定管理者制度の導入について」

## 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についての行政監査

## 第 3 監査の目的

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が創設された。

糸島市では、平成 27 年 1 月 1 日現在において市が設置する公の施設のうち、83 施設において指定管理者制度を導入しているが、制度導入に係る行政事務に関し、制度の運用が法令等の定めに従い適法に行われているか、事務の執行が合理的かつ効率的であるかなどについて、行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から監査を実施するものである。

## 第 4 監査の対象施設

平成 27 年 1 月 1 日現在指定管理者制度を導入している公の施設の 83 施設のうち次の施設を抽出し、監査を実施した。

監査対象課	監査対象施設	施設数
企画部 シティセールス課	白糸の滝ふれあいの里	1
健康増進部 健康づくり課	糸島市休日・夜間急患センター 糸島市健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯	2
健康増進部 介護・高齢者支援課	糸島市高齢者福祉施設 二丈苑	1
人権福祉部 子ども課	糸島市病後児保育施設	1
建設都市部 施設管理課	公園及び公園施設	51
産業振興部 農林土木課	糸島市瑞梅寺山の家 糸島市森林公園 真名子木の香ランド	2

## 第 5 監査の対象期間

平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度（4 年度分）

## 第 6 監査の実施期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 15 日まで

## 第7 監査の方法

今回の行政監査に当たっては、監査の対象課からあらかじめ次に掲げる調書及び書類のうち、該当するものについて提出を求め、書類審査を行った。

### 【提出を求めた調書及び書類】

調書	調書様式1号(施設の概要)	
	調書様式2号(指定管理者の選定・業務等)	
書類	募集要項	募集要項又は類する書類
	基本協定書	協定締結に係る書類一式
	年度協定書(平成24年度~26年度)	協定締結に係る書類一式
	事業に係る計画書(平成24年度~26年度)	事業計画書、業務計画書、自主事業計画書、主催事業計画書等
	事業に係る報告書(平成23年度~25年度)	事業報告書、業務報告書等
	利用料金承認申請に係る書類	申請書及び承認に係る書類
	販売手数料に係る決定・変更書類	報告書等書類一式
	納税証明書(平成23年度~25年度)	提出後の受付等事務書類等含む
	開所時間変更に係る書類	申請書及び承認に係る書類
	選定委員会設置規定	

また、その他監査委員が指示する書類として、次に掲げる書類の提出を各課に求め監査を実施した。

#### [健康増進部 健康づくり課]

- ・平成26年度「自己評価シート」及び「指定管理者評価シート」
- ・消火・避難訓練実施に係る書類

#### [健康増進部 介護・高齢者支援課]

- ・消防計画及び避難訓練等実施状況記録表
- ・指定管理者加入の賠償責任保険等の契約証書

#### [人権福祉部 子ども課]

- ・平成26年度「自己評価シート」及び「指定管理者評価シート」
- ・安全点検等マニュアル
- ・指定管理者加入の賠償責任保険等の加入通知書

#### [建設都市部 施設管理課]

- ・指定管理者が公園使用者から徴収する電気料算定表
- ・指定管理者加入の賠償責任保険等の契約証書

#### [産業振興部 農林土木課]

- ・平成26年度「自己評価シート」
- ・消火・避難訓練実施に係る書類
- ・指定管理者加入の賠償責任保険証券

## **第8 監査の着眼点**

指定管理者制度の導入に係る行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から、監査の着眼点を次に掲げる項目とし監査を実施した。

- (1) 指定管理者の選定及び指定手続について
- (2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について
- (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について
- (4) 指定管理者への指導及び助言について

## **第9 監査の結果**

監査の結果については、監査の対象課ごとに次のとおりである。

## 行政監査報告書（企画部 シティセールス課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 23 日（白糸の滝ふれあいの里）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 13 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （１）指定管理者の選定及び指定手続について

特記事項なし

#### （２）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

納税証明書の提出について

平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。白糸の滝ふれあいの里条例施行規則（以下「規則」という。）第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

指定管理者の責務について

白糸の滝ふれあいの里の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 5 条第 2 項では「指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し」と規定し、施設使用者の被災に対する指定管理者の責務を定めているが、自然災害等の発生時における危機管理体制については、防災計画や危機管理マニュアル等が作成されていなかった。

自然災害発生時等の施設使用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。

適正な指導を行っていただきたい。

業務報告書の提出時期について

基本協定書第 11 条第 1 項では「指定管理者は、毎月終了後 30 日以内に、実施した事業の内容及び実績事項を市に報告するものとする。」と規定しているが、受付事

務処理漏れにより、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

基本協定書第 16 条では「指定管理者は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、書面による市の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 自主事業の実施に係る根拠について

公の施設内において、指定管理者により郷土料理等の提供などの自主事業が実施されているが、白糸の滝ふれあいの里条例、規則や基本協定書、白糸の滝ふれあいの里の管理運営に関する年度協定書において、自主事業の実施に係る規定が定められておらず、実施の根拠や手続が明確ではなかった。

実施根拠の明確化及び実施にあたっての事務手続等について検討していただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### (4) 指定管理者への指導及び助言について

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 行政監査報告書（健康増進部 健康づくり課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 24 日  
( 糸島市休日・夜間急患センター )  
( 糸島市健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯 )
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 13 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### 【糸島市休日・夜間急患センター】

##### ( 1 ) 指定管理者の選定及び指定手続について

指摘事項なし

##### ( 2 ) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

事業報告書について

糸島市休日・夜間急患センター条例（以下「条例」という。）第 9 条及び糸島市休日・夜間急患センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 20 条の規定による事業報告書について、糸島市休日・夜間急患センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 6 条では「条例第 9 条の規定による事業報告書は、糸島市休日・夜間急患センター指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

利用料金の承認手続について

条例第 13 条第 2 項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が行われていなかった。

同条同項では「利用料金の額は、診療報酬の算定方法の別表第 1 医科診療報酬点数表により算出した額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、診療報酬の算定方法の別表第 1 医科診療報酬点数表に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。

また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。  
規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者申請事項変更届について

規則第 9 条第 1 項では「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市休日・夜間急患センター指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の法人格変更に伴い平成 26 年 4 月 1 日に提出された変更届は、様式第 6 号によるものではなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

基本協定書第 7 条第 1 項では「指定管理者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、市の承諾が必要であるが、承諾に係る決定書が作成されていないため、市の決定行為の確認ができなかった。

また、基本協定書の規定では、「書面による承諾」とはなっていないが、「承諾」という行政決定を行う場合には、行政事務上、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者の責務について

基本協定書第 9 条第 2 項では「指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し」と規定し、施設利用者の被災に対する指定管理者の責務を定めている。

また、基本協定書別記 1 の管理業務仕様書の第 2 章の 3（8）では「緊急時対応策、防犯、防災等のマニュアルの作成」を規定している。

インフルエンザ対策等に関するマニュアルは作成されているとのことであったが、防災等の危機管理マニュアルは作成されていなかった。  
施設利用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。  
適正な指導を行っていただきたい。

#### 事業計画書に記載する事項について

基本協定書第 18 条第 1 項では「指定管理者は、各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。」と規定し、第 1 号から第 3 号までの、計画書に記載すべき事項を定めているが、第 1 号の「管理の体制」に関する記載がなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 業務報告書に記載する事項について

基本協定書第 19 条第 1 項では「指定管理者は、毎月終了後速やかに、次に掲げる事項を市に報告するものとする。」と規定し、第 1 号から第 4 号までの、報告書に記載すべき事項を定めているが、第 2 号の「前月の利用料及び手数料の調定額及び収納額」及び第 3 号の「日ごとの利用料及び手数料の調定額、収納額及び収納未済額」のうち、「調定額」及び「収納未済額」の記載がなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### (4) 指定管理者への指導及び助言について

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 【糸島市健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯】

### (1) 指定管理者の選定及び指定手続について

糸島市健康ふれあい施設条例施行規則（以下「規則」という。）第4条では「市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市健康ふれあい施設指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。」と規定しているが、指定管理者指定通知書の作成及び通知が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

#### 事業報告書について

糸島市健康ふれあい施設条例第9条及び健康ふれあい施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第14条の規定による事業報告書について、規則第6条では「条例第9条の規定による事業報告書は、糸島市健康ふれあい施設指定管理者事業報告書（様式第4号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第4号によるものではなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成23年度、24年度及び25年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。規則第7条では「指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第2条第9号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後2月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

基本協定書第8条では「指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承認を受けたときは、この限りでない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、市の承認が必要であるが、承認に係る決定書が作成されていないため、市の決定行為の確認ができなかった。

また、基本協定書の規定では、「書面による承認」とはなっていないが、「承認」という行政決定を行う場合には、行政事務上、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 自主事業の実施に係る手続きについて

基本協定書第 12 条の規定により、自主事業として「産直きらら」が設置されていた。

同条第 2 項では「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、事前に市に自主事業計画書を提出し、市の承認を受けなければならない。」と規定しているが、自主事業計画書が未提出であった。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について

施設内に自動販売機が設置されていたが、指定管理者が設置を許可し、設置に伴う使用料は指定管理者の収入となっていた。

自動販売機の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。

行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### ( 3 ) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### ( 4 ) 指定管理者への指導及び助言について

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 行政監査報告書（健康増進部 介護・高齢者支援課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 24 日（糸島市高齢者福祉施設 二丈苑）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 14 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （１）指定管理者の選定及び指定手続について

指摘事項なし

#### （２）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

事業報告書について

糸島市高齢者福祉施設条例第 9 条及び糸島市高齢者福祉施設二丈苑の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条の規定による事業報告書について、糸島市高齢者福祉施設条例施行規則（以下「規則」という。）第 6 条では「条例第 9 条の規定による事業報告書は、糸島市高齢者福祉施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

納税証明書の提出について

平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されているが、提出された証明書の証明年月日は、平成 23 年度及び 24 年度分は平成 26 年 4 月 7 日、平成 25 年度分は平成 26 年 7 月 11 日となっていた。

規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、毎年 5 月末日までに提出することとなっている。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

事業計画書の提出時期について

基本協定書第 12 条第 1 項では「指定管理者は、各年度末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。」

と規定しているが、平成 24 年度、25 年度分については、提出期日を過ぎて提出されていた。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 基本協定書リスク分担表について

基本協定書のリスク分担表について、経年劣化や第三者行為による施設・設備等の損傷に対する負担者は、全て市となっているが指定管理者が修繕しているものがあった。

また、不可抗力に伴う施設・設備等の修復経費に係る負担者は市と指定管理者の「協議事項」となっているが、協議事項とした理由及び具体的な内容は不明であった。

リスク分担表の内容について検討していただきたい。

#### 個人情報の適正な管理について

当該業務の執行に当たっては様々な個人情報が存在すると思われるが、本施設では夜間機械警備が実施されておらず、その安全管理体制が万全とは認められなかった。

個人情報の厳正な管理は極めて重要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について

施設の敷地内に自動販売機が設置されていたが、指定管理者が設置を許可し、設置に伴う使用料は指定管理者の収入となっていた。

自動販売機の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。

行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### ( 3 ) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価について、監査当日現在では未実施とのことであった。

企画部長通知で示された自己評価シートや指定管理者評価シートを活用し、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### ( 4 ) 指定管理者への指導及び助言について

評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 行政監査報告書（人権福祉部 子ども課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 24 日（糸島市病後児保育施設）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 14 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

糸島市病後児保育施設条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく指定管理者の指定の申請について、糸島市病後児保育施設条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条に定める書類が提出されているが、同条第 9 号の「前事業年度の国税及び地方税の納税証明書」が未提出であった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

##### 事業報告書について

条例第 8 条及び糸島市病後児保育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条の規定による事業報告書について、規則第 6 条では「条例第 8 条の規定による事業報告書は、糸島市病後児保育施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。

また、条例第 8 条第 1 項各号に規定されている、事業報告書に記載すべき事項のうち、第 1 号の「維持管理の状況に関する事項」を記載した書類が未提出であった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

##### 納税証明書の提出について

平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者申請事項変更届について

規則第9条では「指定管理者は、第2条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市病後児保育施設指定管理者申請事項変更届（様式第6号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、平成26年4月に指定管理者の法人格が変更となったことに伴う申請事項変更届が未提出であった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 指定管理者の責務について

基本協定書第5条第2項では「指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し」と規定し、施設使用者の被災に対する指定管理者の責務を定めているが、自然災害等の発生時における危機管理体制については、防災計画や危機管理マニュアル等が作成されていなかった。

子ども課作成の施設内の事故等に対する安全点検等マニュアルを活用しているとのことであったが、被災に対する第一次責任者である指定管理者による危機管理マニュアル等は、定めておく必要があると思われる。

また、自然災害発生時等の施設使用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。

適正な指導を行っていただきたい。

#### 業務報告書の提出時期について

業務報告書の提出時期について、基本協定書第13条第1項では「指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を市に報告するものとする。」と規定しているが、提出期日である10日を過ぎているものが見受けられた。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 年度協定書の規定内容について

平成26年度の糸島市病後児保育施設の管理運営に関する年度協定書から、第5条として、暴力団排除等に関する指定の取消し規定が追加されている。

指定の取消し等に関する規定は、基本協定書第15条に定められており、暴力団排除等に関する規定の追加は、基本協定書の変更により行うことが適当であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

#### **(4) 指定管理者への指導及び助言について**

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 行政監査報告書（建設都市部 施設管理課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 24 日（公園及び公園施設）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 15 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

糸島市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第 3 条では「市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定したときは、糸島市公園指定管理者候補団体選定結果通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。」と規定しているが、指定管理者候補団体選定結果通知書の作成及び通知が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

##### 公の施設の定義について

公の施設の定義について、糸島市公園条例（以下「条例」という。）第 2 条の規定により、「公園」及び「公園施設」の定義を明確に区分しているが、糸島市公園施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の前文では「糸島市公園施設の管理運営業務について、次のとおり基本協定を締結する。」と規定し、「公園施設」のみの管理運営業務協定書となっていた。

指定管理者が管理運営すべき公の施設を明確にされたい。

##### 事業報告書について

条例第 9 条及び基本協定書第 11 条の規定による事業報告書について、条例第 9 条では「指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、第 1 号の「公園及び公園施設の維持管理の状況に関する事項」の記載がなく、また、第 2 号の「公園及び公園施設の管理に係る経費の状況に関する事項」のうち、「委託費」「光熱水費」以外の管理に係る経費の記載がなかった。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者申請事項変更届について

規則第 9 条では「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市公園指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の法人格が変更となったことに伴う申請事項変更届が未提出であった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 基本協定書の変更手続き等について

平成 22 年 4 月 1 日に基本協定を締結した後、指定管理者指定期間満了日である平成 27 年 3 月 31 日までの間に、3 回の変更基本協定の締結を行っているが、平成 25 年 4 月 1 日に締結した第 3 回目の変更基本協定締結に係る決定書が見当たらなかった。

また、同変更協定により作成された変更協定書の前文では「平成 22 年 4 月 1 日付けで締結した糸島市公園施設の管理運営に関する基本協定書の一部を次のように変更する」と規定しているが、平成 22 年 4 月 1 日付けの基本協定書は当初の基本協定書であり、直近の変更基本協定書である平成 24 年 4 月 23 日付けの第 2 回変更基本協定書の変更が適正であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 基本協定書について

基本協定書第 7 条では、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間の委託料総額を「金 226,750,000 円とする。」と規定しており、本基本協定書は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるとの説明を受けたが、基本協定書には当該契約事務取扱基準に定める同契約に必要な「本契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）」等の規定が定められていなかった。

今後、協定書については、そのあり方、手法等について検討していただきたい。

### **( 3 ) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について**

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価について、監査当日現在では未実施とのことであった。

企画部長通知で示された自己評価シートや指定管理者評価シートを活用し、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### **( 4 ) 指定管理者への指導及び助言について**

評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 行政監査報告書（産業振興部 農林土木課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 27 年 4 月 23 日（糸島市瑞梅寺山の家）  
平成 27 年 4 月 24 日  
（糸島市森林公園 真名子木の香ランド）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 27 年 5 月 13 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### 【糸島市瑞梅寺山の家】

##### （１）指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。

糸島市瑞梅寺山の家条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条では「市長は、条例第 8 条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市瑞梅寺山の家指定管理者指定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

##### （２）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

利用料金の減免について

糸島市瑞梅寺山の家条例（以下「条例」という。）第 21 条及び規則第 16 条の規定により利用料金の減免が行われているが、規則別表第 3 の区分に該当しないものが見受けられた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

自主事業の実施に係る手続きについて

糸島市立瑞梅寺山を家の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 28 条の規定により、自主事業が実施されていた。

同条第 2 項では「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。」と規定しているが、提出された業務計画書に基づく、事前承認の決定書が作成されておらず、承認決定の事務手続きについて確認する事ができなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について

施設の敷地内に、他の目的の施設が設置されていたが、設置の許可等に関する事務手続きが行われていなかった。

他の目的の施設の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。

行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

協定書に貼付する収入印紙について

基本協定書及び糸島市立瑞梅寺山の家の管理運営に関する年度協定書に収入印紙が貼付されていたが、平成 25 年 5 月 10 日付け企画部長通知の「公の施設の指定管理に係る協定書における印紙税の取り扱いについて」による確認が行われておらず、貼付を必要とする「請負契約」であるか、不要とする「委任契約」であるかの判断が明確ではなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### ( 3 ) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### ( 4 ) 指定管理者への指導及び助言について

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 【糸島市森林公園 真名子木の香ランド】

### (1) 指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。

糸島市林間施設条例施行規則（以下「規則」という。）第4条では「市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市林間施設指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

#### 指定管理業務と自主事業について

糸島市林間施設条例（以下「条例」という。）第3条に規定する林間施設で実施する事業について、実施主体が市と指定管理者で混在しており、指定管理業務と自主事業の基準が明確ではなかった。

指定管理者の自主事業については、糸島市森林公園真名子木の香ランドの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第36条の規定により「自己の責任と費用」により実施することになっており、事業運営に関する業務について、基準等の整理が必要であると思われる。

検討していただきたい。

#### 事業報告書について

条例第9条及び基本協定書第16条の規定による事業報告書について、規則第6条では「条例第9条の規定による事業報告書は、糸島市林間施設指定管理者事業報告書（様式第4号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第4号によるものではなかった。

適正な指導及び確認を行っていただきたい。

#### 利用料金の減免について

条例第21条及び規則第16条の規定により利用料金の減免が行われているが、件数や金額等の減免状況が報告書として作成されておらず、確認する事ができなかった。

条例第9条及び基本協定書第16条の規定による事業報告書では「利用料金の収入実績に関する事項」の報告を求めており、減免状況についても報告事項であると思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成25年度分の指定管理者の納税証明書が提出されているが、提出された証明書の証明年月日は、平成27年2月10日となっていた。

規則第7条では「指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第2条第9号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、毎年5月末日までに提出することとなっている。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

基本協定書第10条では「指定管理者は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、書面による市の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 協定書に貼付する収入印紙について

基本協定書及び糸島市森林公園真名子木の香ランドの管理に関する年度協定書に収入印紙が貼付されていたが、平成25年5月10日付け企画部長通知の「公の施設の指定管理に係る協定書における印紙税の取り扱いについて」による確認が行われておらず、貼付を必要とする「請負契約」であるか、不要とする「委任契約」であるかの判断が明確ではなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。

今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。

### (4) 指定管理者への指導及び助言について

今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。

## 第10 むすび

今回の「指定管理者制度の導入について」をテーマとした行政監査では、本市において指定管理者制度を導入している83施設のうち58施設（所管課：6課）を対象に、制度導入に係る行政事務が法令等の定めに従い適法に行われているか、事務の執行が合理的かつ効率的であるかについて、行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から監査を実施した。

監査対象とした各施設の所管課においては、制度導入に係る事務は、おおむね適正であると認められたが、制度運用等に係る細部については「第9 監査の結果」で述べたとおり、検討あるいは改善を要する事項が見受けられたので対応されたい。

指定管理者制度については、民間のノウハウを活用した効率性の高い施設経営や財政的メリット等を発揮しつつも、公の施設としての公共サービスの水準をいかに確保していくかが、制度の運用面における最大のポイントであると思われる。

前述した、検討あるいは改善を要する事項に対する対応策・改善策等の早期検討・実施はもとより、評価・検証、指導・助言においては「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした対応を望むものである。

併せて、指定管理者との連携を密に行い、より質の高い公共サービスの提供を、継続して行える公の施設となるよう望むものである。

## 【資料】

### 監査対象施設の概要 基本協定の締結ごとに作成

【白糸の滝ふれあいの里】(糸島市白糸460番地1他)

指定管理者名	白糸行政区
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成24年4月1日(平成24年度) 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成25年度)
指定管理料(管理委託料)	587,000円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) ふれあいの里の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) その他ふれあいの里の管理及び運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 117,228人 平成24年度 140,036人 平成25年度 174,849人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 非採用
所管部署	企画部 シティセールス課
関係する条例、規則	白糸の滝ふれあいの里条例 白糸の滝ふれあいの里条例施行規則

【糸島市休日・夜間急患センター】(糸島市浦志532番地1)

指定管理者名	一般社団法人 糸島医師会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成25年4月1日 年度協定書 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成26年度)
指定管理料(管理委託料)	192,000,000円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) 急患センターにおける診療に関する業務 (2) 第20条第1項に規定する手数料の徴収に関する業務 (3) 急患センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、急患センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成25年度 15,727人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成25年度 183,990,425円
所管部署	健康増進部 健康づくり課
関係する条例、規則	糸島市休日・夜間急患センター条例 糸島市休日・夜間急患センター条例施行規則

【糸島市健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯】(糸島市二丈深江598番地1)

指定管理者名	株式会社 リフレッシュニ丈
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成24年4月1日(平成24年度) 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成26年度)
指定管理料(管理委託料)	10,500,000円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) 施設及び設備等の維持管理に関する業務 (2) 施設の利用の許可等に関する業務 (3) その他施設の運営に関し市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 150,607人 平成24年度 148,514人 平成25年度 144,421人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成23年度 69,067,880円 平成24年度 67,559,242円 平成25年度 64,747,445円
所管部署	健康増進部 健康づくり課
関係する条例、規則	糸島市健康ふれあい施設条例 糸島市健康ふれあい施設条例施行規則

【糸島市高齢者福祉施設 二丈苑】(糸島市二丈深江1293番地1)

指定管理者名	社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日 3年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成26年4月1日 年度協定書 平成24年4月1日(平成24年度) 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成26年度) 平成24年度及び25年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も社会福祉法人糸島市社会福祉協議会であった。
指定管理料(管理委託料)	1,224,000円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) 施設及び設備等の維持管理に関する業務 (2) 施設の利用の許可等に関する業務 (3) その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 7,551人 平成24年度 7,217人 平成25年度 7,290人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成23年度 324,770円 平成24年度 390,460円 平成25年度 327,970円
所管部署	健康増進部 介護・高齢者支援課
関係する条例、規則	糸島市高齢者福祉施設条例 糸島市高齢者福祉施設条例施行規則

【糸島市病後児保育施設】(糸島市浦志532番地1)

指定管理者名	一般社団法人 糸島医師会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成24年4月1日(平成24年度) 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成26年度)
指定管理料(管理委託料)	5,762,400円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) 実施施設の利用の承諾に関する業務 (2) 実施施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 518人 平成24年度 368人 平成25年度 460人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成23年度 817,000円 平成24年度 613,000円 平成25年度 922,500円
所管部署	人権福祉部 子ども課
関係する条例、規則	糸島市病後児保育施設条例 糸島市病後児保育施設条例施行規則

【公園及び公園施設 51 施設】 別紙一覧表のとおり

指定管理者名	公益社団法人 糸島市シルバー人材センター
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 5 年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成 22 年 4 月 1 日 年度協定書 平成 24 年 4 月 1 日（平成 24 年度） 平成 25 年 4 月 1 日（平成 25 年度） 平成 26 年 4 月 1 日（平成 26 年度）
指定管理料（管理委託料）	44,050,000 円（平成 25 年度）
指定管理者の業務	(1) 市長が指定する公園及び当該公園施設の維持及び修繕に関する業務 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	把握していない。
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 非採用
所管部署	建設都市部 施設管理課
関係する条例、規則	糸島市公園条例 糸島市公園条例施行規則

別紙 公園及び公園施設一覧表

	施設の名称	所在地
1	笹山公園	糸島市前原駅南二丁目5 1 9番1外
2	加布里公園	糸島市加布里7 0 2番1外
3	丸田公園	糸島市前原西一丁目6 3 3番1外
4	浜の園公園	糸島市神在1 0 5 0番1 7外
5	浦志公園	糸島市浦志二丁目2 1 9番1
6	篠原公園	糸島市前原駅南三丁目9 1 7番2外
7	曾根中央公園	糸島市曾根8 0 8番2
8	高田東公園	糸島市高田四丁目1 4 7番1外
9	前原中央公園	糸島市前原東二丁目1 3 3 9番1外
10	潤公園	糸島市潤三丁目5 2 0番5外
11	神在公園	糸島市神在8 4 5番外
12	日向峠さくらの里公園	糸島市高祖1 2番1 8
13	長糸中央公園	糸島市川付8 4 7番
14	多久球場公園	糸島市多久1 3 2番
15	多久公園	糸島市多久1 2 1 5番
16	宮地岳自然公園	糸島市東2 2 1 3番3外
17	前原岩壁公園	糸島市瑞梅寺1 3 9番6 1外
18	大門公園	糸島市大門4 2番
19	南風台ポケットパーク	糸島市南風台六丁目1 0 1 8番
20	丸田池公園	糸島市前原西一丁目3 1 7番1外
21	荻浦はな咲公園	糸島市美咲が丘一丁目1 0 0番1 2
22	ほし咲公園	糸島市美咲が丘二丁目1 0 0番2 0
23	ゆめ咲公園	糸島市美咲が丘三丁目1 0 0番4
24	みず咲公園	糸島市美咲が丘三丁目1 0 0番2 9
25	美咲が丘緑地	糸島市美咲が丘三丁目1 0 0番3 0

26	潤南公園	糸島市潤一丁目 2 8 4 番 1 外
27	南風中央公園	糸島市南風台三丁目 1 6 番
28	南風北公園	糸島市南風台一丁目 4 番
29	南風西公園	糸島市南風台七丁目 8 9 番
30	南風東公園	糸島市南風台六丁目 1 9 3 番
31	南風台緑地	糸島市南風台一丁目 1 番
32	白糸砂防緑地	糸島市白糸 2 5 5 番 3 外
33	瑞梅寺ダム下公園	糸島市瑞梅寺 8 6 2 番外
34	富第 2 公園	糸島市富 9 3 1 番 1 1
35	富長尾緑地	糸島市富 9 3 1 番 1 2 外
36	多久長田緑地	糸島市多久 8 1 9 番 8 外
37	波多江東公園	糸島市波多江 5 9 番 1 外
38	平原歴史公園	糸島市曾根 8 5 1 番 1 外
39	二丈コミュニティプラザ	糸島市二丈深江 1 1 4 5 番外
40	武第一児童公園	糸島市二丈武 3 5 1 番 1 外
41	やよい野団地児童公園	糸島市二丈深江 1 1 2 6 番 1 外
42	歴史の里曲り田スポーツ公園	糸島市二丈石崎 2 8 0 番外
43	福吉しおさい公園	糸島市二丈吉井 4 2 3 2 番 2 0
44	グランパーク	糸島市二丈吉井 3 8 1 5 番 3 4
45	志摩中央公園	糸島市志摩初 2 5 番 1 外
46	稲葉第一公園	糸島市志摩稲葉 7 1 番外
47	稲葉第二公園	糸島市志摩稲葉 2 0 2 番
48	芥屋の大門公園	糸島市志摩芥屋 6 7 4 番外
49	薫る坂公園	糸島市志摩師吉 1 6 7 番 1 外
50	初引が浦公園	糸島市志摩初 2 6 8 番 1 4
51	相原緑地	糸島市前原東一丁目 7 1 番 3

【糸島市瑞梅寺山の家】(糸島市瑞梅寺658番地)

指定管理者名	瑞梅寺行政区
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成26年4月1日 年度協定書 平成26年4月1日(平成26年度)
指定管理料(管理委託料)	4,985,000円(平成25年度) 平成25年度指定管理料は前指定管理者(NPO法人いとひとねっと)へ支払われたものである。
指定管理者の業務	(1) 瑞梅寺山を家の利用の許可に関する業務 (2) 瑞梅寺山を家の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、瑞梅寺山を家の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 7,520人 平成24年度 3,667人 平成25年度 3,121人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成23年度 916,287円 平成24年度 1,002,365円 平成25年度 822,271円
所管部署	産業振興部 農林土木課
関係する条例、規則	糸島市瑞梅寺山の家条例 糸島市瑞梅寺山の家条例施行規則

【糸島市森林公園真名子木の香ランド】(糸島市二丈福井355番地2)

指定管理者名	総合システム管理 株式会社
指定管理者の選定方法	公募
指定管理者の指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成25年4月1日 年度協定書 平成25年4月1日(平成25年度) 平成26年4月1日(平成26年度)
指定管理料(管理委託料)	2,573,000円(平成25年度)
指定管理者の業務	(1) 林間施設の施設及び設備等の維持管理に関する業務 (2) 林間施設の施設の利用の許可等に関する業務 (3) その他林間施設の運営に関し市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成25年度 2,534人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成25年度 1,349,230円
所管部署	農林水産部 農業振興課
関係する条例、規則	糸島市林間施設条例 糸島市林間施設条例施行規則